令和3年度 第5回受動喫煙防止対策専門部会 議事録

日 時 令和3年(2021年)8月5日(木)18:00~18:45 方 法 オンライン開催 出席者 別添出席者名簿のとおり

1 開 会

○事務局(夕下主幹):

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。定刻となりましたので、 ただ今から、令和3年度第5回受動喫煙防止対策専門部会を開会いたします。

私は、事務局の保健福祉部健康安全局地域保健課主幹の夕下です。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。

本日は、札幌市内における新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、オンライン形式での開催としており、大西部会長と北海道教育庁の井川課長及び事務局は、道庁本庁舎の会議室から、出席者の皆様は、それぞれの所属等においてオンラインで参加していただいております。

出席者の皆様につきましては、通常時マイクはオフにしていただき、ご発言をされる場合は、「手を挙げるボタン」や「リアクションボタン」を押すなどの合図をしていただければ、こちらからご指名しますので、その際には、マイクをオンにしてご発言をお願いします。

また、本日、視聴者として参加されている方については、カメラ及びマイクを常時オフに していただくようお願いします。

本日の出席者についてですが、北海道市長会と北海道町村会に加え、本日急遽、北海道商工会議所連合会がご都合により欠席となりまして、14名中、11名の皆様にご出席をいただいております。ご出席の皆様、本日もよろしくお願いいたします。

続いて、本日の資料ですが、事前に郵送及びメールでお送りしております資料をお手元に ご用意していただくようお願いします。

それでは、これからの進行は、大西部会長にお願いいたします。

○大西部会長:

札幌医科大学の大西でございます。

本日の協議事項は、次第にありますとおり、「北海道受動喫煙防止対策推進プラン(案) [案]について」となっております。

この推進プランは、これまで4回にわたる専門部会での協議を踏まえ作成した素案について、道議会への報告、パブリックコメントの実施、道民の健康づくり推進協議会への報告等を行ってきています。

2 議 題

(1)協議事項:北海道受動喫煙防止対策推進プラン(案) [案] について

○大西部会長:

本日は、パブリックコメントによる意見等を踏まえ、推進プランを「素案」から「案」に 修正するための協議を行うこととしております。

協議の進め方ですが、資料1により、素案の項目ごとにパブリックコメント等による意見と、その意見に対する事務局の考え方などを整理していますので、事務局から項目を区切りながら順次ご説明し、その内容に対して皆様からご意見を伺っていくという流れでお願いしたいと思います。

それでは、事務局から順に説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

ますはじめに各資料の説明をさせていただきます。

資料1については、素案の項目ごとに、パブリックコメントにおける主な意見として、道 民の健康づくり推進協議会の意見と、6/16 から 7/15 まで実施した道民意見提出手続(パブリックコメント)の意見を記載しており、その右側には、それぞれの意見に対する事務局の考え方、本文修正の有無を記載しています。

本文修正が「あり」の場合は、資料2の新旧対照表を用いて、修正内容を合わせて説明いたします。

なお、道民意見提出手続における意見については、現在取りまとめをしている最中でありますので、「中間取りまとめ」という表現を用いて、項目ごとの主な意見を記載しています。

また、「道議会における議論」の欄については、本日時点で関連する議会議論がないことから「調整中」と表示していますが、今後の議会の状況によっては、関係する項目について、専門部会において追加又は修正などに関する協議をお願いする場合がありますことをあらかじめご承知おきください。

資料3と資料4については、資料2の新旧対照表による修正後の内容を反映させた推進 プランの概要と本文となっており、追加・修正した箇所は赤文字、記載場所を移動したもの は青文字にしていますので、後ほどご確認ください。

それでは、順次、資料の説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。

No.1の「受動喫煙による健康影響:受動喫煙によってリスクが高まる病気」について、道 民意見として、「いつもたばこが悪者扱いされているが、ハッキリたばこの副流煙が原因で 死亡したと分かる事例はあったのか。」。また、「受動喫煙による健康影響の推計値につい て大変疑問に感じている。望まない受動喫煙を生じさせないためには、喫煙可能場所と禁止 場所とを定めることが必要。」といった意見がありました。

こうした意見に対する事務局の考えとしては、健康影響に関するデータの出典は、厚生労働省の検討会や研究事業の報告書であること、また、喫煙が可能な場所と禁止の場所につい

ては、健康増進法で定められており、法の概要は推進プランの後段に参考資料として添付していることから、本文修正は行わない考えです。

No.1の説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.1:受動喫煙による健康影響」について説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

No.2とNo.3の「道内の現状」について、続けてご説明します。

はじめに、No.2の「喫煙の状況」についてですが、道民意見として、「道内の喫煙率が全国的に見ても高いので、まずはそこを減らす必要があるのではないか。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、喫煙率の低下に向けては、健康増進計画等に基づき、たばこをやめたい人が身近な地域で禁煙支援を受けやすい環境づくりに引き続き取り組んでいくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

次に、No.3の「公共施設等における受動喫煙防止対策の状況」についてですが、道民意見として、「公共施設等での受動喫煙防止対策について、一層推し進められることを望む。特に第一種施設や市町村が所管する施設は100%実施していることが必要ではないか。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、まず、第一種施設は、健康増進法では屋内は必ず禁煙にする必要がありますので、対策を講じていない施設に対しては、各保健所において適切に指導等を行っていきます。また、市町村管理施設については、各市町村において積極的に受動喫煙防止対策に取り組んでいただく必要があり、道内の取組状況について毎年度調査を実施し、好事例を情報提供するなど、市町村の取組を支援していくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

No.2とNo.3の説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.2と3:道内の現状」について説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

次に、No.4 からNo.6 までの「普及啓発」について、続けてご説明します。

はじめに、No.4 についてですが、道民意見として、「ポスターやリーフレットの配布等について、喫煙者に対しての意識啓発に最も効果的なのは喫煙所への掲示である。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、国や道が作成したポスター等を配布する際には、施設の掲示板やエレベーター内、喫煙場所など、より多くの方にご覧になっていただける場所への掲示を働きかけていくこととし、本文修正は行わない考えです。

次に2ページ目、No.5 についてですが、推進協議会において、妊婦の普及啓発の内容のうち、「健康影響を減らす」の部分を「健康被害を無くす」とした方が明確である、といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、条例の基本理念に則り、意見のとおり「健康被害を無くす」に本文を修正する考えです。なお、これにより、記載場所を「普及啓発」から「学習機会の確保」の区分に変更しており、詳細は後ほどご説明します。

次に、No.6 についてですが、推進協議会において、「妊婦や胎児等への受動喫煙による影響を減らすのであれば、「妊婦への普及啓発」ではなく、家庭や職場等の「妊婦を取り巻く環境への働きかけ」に関する施策が必要。」などの意見がありました。

こうした意見に対する事務局の考えとしては、条例の基本理念に則り、普及啓発の主な施策に「子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ」を追記することとし、本文修正を行う考えです。

本文修正の内容についてご説明しますので、資料2をご覧ください。

1ページ目の中段になりますが、「妊婦への普及啓発」に代えて、「子どもや妊婦を取り巻く環境への働きかけ」として、「受動喫煙により健康を損なうおそれが高い 20 歳未満や妊婦の方々に対し、特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることについて、市町村や関係団体等と連携を図りながら、家庭や職場等への普及啓発を行う。」ことを新たに記載しました。また、さきほどご説明したNo.5に係る本文修正については、1ページ目の下段左側の下線部分になりますが、「普及啓発」の区分にあった「妊婦への普及啓発」の記載内容について、「学習機会の確保」の区分に移動させた上で、「健康影響を減らす」の部分を「健康被害を無くす」に修正しています。

No.4 からNo.6 までの説明については、以上でございます。

○大西部会長:

ありがとうございました。ただ今、事務局よりNo.4 からNo.6 までの普及啓発について説明がありましたが、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

○大島社会環境推進担当部長(日本たばこ産業(株)北海道支社):

まずもって、当社としては、望まない受動喫煙を防止する様々な取組の推進、そしてまた、20 歳未満の方や妊婦等への配慮について強く賛同しております。しかしながら、この追記された部分、「2 学習機会の確保」のところの修正文になりますが、「たばこによる健康被害」の表現に違和感があります。たばこによる健康被害とは何なのか。被害者と定義されると、喫煙者は加害者という扱いになり、喫煙そのものが非合法的なもので、犯罪といった印象を受けます。当社としては、国に認められた大人の嗜好品としてのたばこを喫煙されているお客様を加害者若しくは犯罪者扱いにされるのは承服いたしかねます。受動喫煙を生じさせる喫煙については、健康被害ではなく、当初の通り「健康影響」と記載するのが適切と考えます。以上です。

○大西部会長:

他にご意見いかがでしょうか。今の JT の大島様のご発言に対して、ご意見ある方はいらっしゃいませんか。

○笹本特別委員(北海道医師会):

1点質問があります。事務局の考え方で、「条例の基本理念に則り、『健康影響を減らす』 を『健康被害を無くす』に修正する」ということでございますが、この「条例の基本理念に 則り」の部分を、もう少し詳しく説明していただけますでしょうか。

○事務局(夕下主幹):

ご質問ありがとうございます。条例の基本理念の中で、受動喫煙防止対策は、特に 20 歳未満や妊婦の方について、受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすおそれが高いことに配慮して推進されなければならないとされています。この基本理念に則って、修正しようとするものでございます。

○笹本特別委員(北海道医師会):

ありがとうございました。

○大西部会長:

他はいかがでしょうか。

私の考えとしては、医療関係という立場もあるので、その方向からの発言にもなりますが、健康への影響となりますと、良い影響と悪い影響の両方が、益と害の両方があるということになると思いますが、では健康についてどちらの影響があるのかということになると、色々な疫学研究等でエビデンスが出ているものでは害の方の影響があるということが分かっております。「被害」という言葉自体は修正の可能性はあるかもしれませんが、健康に対

する害を無くすのような形で、やはり「害」という用語は残す必要があるのではないかと考えます。

他の方、いかがでしょうか。大島様いかがですか。

○大島社会環境推進担当部長(日本たばこ産業(株)北海道支社):

今、大西部会長がおっしゃったように、健康への影響に関しては害の方が大きいという、 リスクがあるという観点としては我々も承知しております。ただし、「被害」ということに なると、先ほど申し上げたように、非常に重たく、加害者のようになるので、大西部会長が おっしゃっていることの方が適切だと思います。

○大西部会長:

他にご意見いかがでしょうか。無ければ、表現に関しては、具体的な文言については検討させていただきまして、「被害」と「加害」といった関係に受け止められないような表現に修正するということで検討させていただきます。

○大西部会長:

他はよろしいでしょうか。

それでは引き続き、事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

次に、No.7からNo.10までを続けてご説明します。

はじめに、No.7の「学習機会の確保」についてですが、道民意見として、「未成年者への 受動喫煙防止に関する講座の実施は不要である。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、健康増進法及び道条例に基づき、子どもには特に配慮して受動喫煙防止対策を推進する必要があることから、道としては、未成年者等に対する受動喫煙防止に関する講座等を実施していくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

次に、No.8の「市町村及び事業者等の取組の促進」についてですが、道民意見として、「受動喫煙防止対策は、各市町村ではなく、道庁がしっかり取り組むべき。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、望まない受動喫煙の防止については、健康増進法において、地方公共団体の責務が規定されており、道としては、今後も市町村との連携を図りながら受動喫煙防止対策を推進していくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

次に、No.9の「実施状況の調査」についてですが、道民意見として、「施設種別に関わらず、「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」等、喫煙可能レベルの調査を実施すべき。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、道では、令和2年度に第一種施設、第二種施設 及び飲食店等を対象に「敷地内禁煙」や「屋内禁煙」等の受動喫煙防止対策に関する調査を 実施し、その結果を第3回専門部会でご報告し、道のホームページでも公表しているため、 本文修正は行わない考えです。

次に、No.10 の「体制の整備」についてですが、道民意見として、「協議会に参集する専門家や関係機関は、禁煙推奨が激しすぎるので、もっとフラットな立場の人を構成員に入れてほしい。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、「受動喫煙防止対策専門部会」には、北海道商工会連合会、北海道商工会議所連合会、北海道生活衛生同業組合連合会、日本たばこ産業(株)北海道支社など、幅広い分野の団体等に参画いただいているため、本文修正は行わない考えです。

No.7からNo.10までの説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.7~10:学習機会の確保から体制の整備まで」説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

次に、3ページ目、No.11 の「飲食店等における標識の掲示」についてですが、道民意見として、「喫煙可能に関するステッカーをもっと普及すべき。吸える場所を提供することで、 喫煙者はそこに集まるので、吸える・吸えないの棲み分けに必要なお金を出せば、望まない 受動喫煙を防止できるのではないか。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、喫煙専用室等に掲示する標識については、国から示された例を参考にして道独自で様式を作成し、加工可能なデータとしてホームページ上で公表していること。また、道条例に基づき、店内を禁煙とする飲食店等が店頭に掲示するステッカーについては、道において作成し、飲食店等に配布しているため、本文修正は行わない考えです。

No.11 の説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.11:飲食店等における標識の掲示」について説明がありましたが、何かご 質問やご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

次に、No.12 の「適切な分煙環境の整備」についてですが、道民意見として、「望まない受動喫煙防止のため、分煙環境づくりを積極的に推進すべき」、「地方たばこ税を活用した屋外分煙施設の整備を推進すべき」、「喫煙所を集中しないように数多く設置することが結果的に受動喫煙防止に繋がる。行政の責任で数多くの喫煙所整備を望む。」、「たばこには税収以上に医療費等の損失があり、たばこ税の活用を名目とした道や市町村による喫煙所設置には反対」といった様々な意見がありました。

こうした意見に対する事務局の考えとしては、受動喫煙防止対策を推進する上で、適切な分煙環境を整備することが重要であることから、飲食店等に対して国の「受動喫煙防止対策助成金」等の活用を周知するほか、市町村に対しては、屋外分煙施設の整備に係る地方財政措置等に関する情報提供を行っていくこととしているため、本文修正は行わない考えです。No.12 の説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.12:適切な分煙環境の整備」について説明がありましたが、何かご質問や ご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

次に、No.13 からNo.15 までの「その他の取組」について、続けてご説明します。

はじめに、No.13 の「サードハンドスモークへの対応」についてですが、推進協議会においては、「サードハンドスモークという言葉は、一般にはまだ浸透していないと思われるため、厚生労働省のホームページと整合を図り、「三次喫煙(サードハンドスモーク)」にすると一般の方の理解が得やすいのでないか」、また、道民意見として、「サードハンドスモークの言葉の意味や内容を分かりやすく記載してほしい。」といった意見がありました。

こうした意見に対する事務局の考えとしては、推進協議会の意見を踏まえ、厚生労働省の ホームページとの整合性を図り、本文修正を行う考えです。 本文修正の内容についてご説明しますので、資料2をご覧ください。

2ページ目の中段左側の欄になりますが、「三次喫煙(サードハンドスモーク)」に修正しています。また、この修正に合わせて、「サードハンドスモークへの対応」の取組の内容について、下段右側の下線部分になりますが、「(三次喫煙)」の文言を削除しています。次に、資料1の3ページ目にお戻りいただいて、No.14についてですが、推進協議会においては、「条例で規定していない「サードハンドスモークへの対応」等の取組は是非進めてほしい。」、また、道民意見として、「サードハンドスモークは、健康影響がまだ明らかになっていないのに、道の計画に記載することで、健康への悪影響があるという誤解を招くおそれがあるので削除すべき。」、「サードハンドスモークは、受動喫煙には該当しないものであり、道の受動喫煙防止に関する計画に記載するのは適切ではない。」、「サードハンドスモークは、残留受動喫煙とも呼ばれる受動喫煙に深く関わる新たな概念であり、受動喫煙防止対策と一体的に取組を進めるべき。」といった様々な意見がありました。

こうした意見に対する事務局の考えとしては、サードハンドスモークは、受動喫煙の防止と合わせて、様々な研修会やホームページ等において健康影響等に関する情報が発信されていますが、厚生労働省においては、研究がまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかでないとされています。道では、このような状況を踏まえ、受動喫煙防止対策に関連するその他の取組として、厚生労働省のホームページなど、適切な情報を周知していくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

次に、4ページ目のNo.15 についてですが、道民意見として、「道のポイ捨て条例の「吸い殻入れを携帯していないときは」の規定が、逆説的に携帯灰皿があれば吸っても良いと捉えられてしまう。受動喫煙防止対策推進のためには、こういった喫煙者の意識を変えさせる取組が必要。|といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、健康増進法では、「喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」と規定されており、道立保健所が実施する地域説明会等のほか、ポータルサイトやSNS等により普及啓発を行っていくこととしているため、本文修正は行わない考えです。

No.13 からNo.15 までの説明については、以上でございます。

○大西部会長:

ありがとうございました。事務局からNo.13 からNo.15 まで「その他の取組」について説明がありましたが、何かご質問ご意見等はございますでしょうか。

○大島社会環境推進担当部長(日本たばこ産業(株)北海道支社):

資料1のNo.14について、道民の方の意見に対する事務局の考え方が不明確に感じるので、その考え方をお伺いしたいと思います。まず、道民の意見として、1点目と2点目になりますが、1点目が、サードハンドスモークは健康影響がまだ明らかになっていないのに、道の計画に記載し、周知することは、健康への悪影響があるという誤解を招くことが危惧されるので削除すべき。2点目が、サードハンドスモークは、受動喫煙には該当しないものであり、

道の受動喫煙防止に関する計画に記載すること自体「適切な情報の周知」にならないので削除すべき。という意見が出されています。これに対する事務局の考えでは、適切な情報を周知していくとされています。これらの意見に対し、なぜ事務局として、情報を周知していくというご判断をされたのか、合理的な説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

ご質問ありがとうございます。さきほどのご説明の中にもありましたが、現在、厚労省の方では、健康影響はまだ明らかではないということをホームページに掲載しておりますが、様々な個別研究の結果について、例えばたばこを吸った後には、呼気の中に 45 分間は有害物質が含まれているなど、研修会やホームページなどで健康への悪影響に関する情報が発信されていることを確認しています。ただし、厚労省のホームページ (e-ヘルスネット)の中では、研究はまだ少なく、健康影響もまだ明らかになっていないという記載がございます。道としては、健康影響がまだ明らかではないことについて、逆にそういったことも周知していく必要があるということで、本文修正は行わない考えとしています。

もう1点ですが、厚労省のホームページ上で、サードハンドスモークについては、「残留 受動喫煙」という表現が使われていることもあり、我々としては、受動喫煙とサードハンド スモークは別々のものであると認識しておりますが、受動喫煙防止対策とは別の、その他の 取組として、道民の方々に対し、現在の正しい情報を普及啓発していくということで、本文 修正は行わない考えとしています。

○大島社会環境推進担当部長(日本たばこ産業(株)北海道支社):

今、お答えいただきましたが、おっしゃる通り、新しい概念であり、研究はまだ少なく、健康影響もまだ明らかになっていないという厚生労働省の見解が記載されていることは、正しい情報であると思いますが、個別研究につきましては、そこに対するエビデンスというものは確立されているとは認識しておりません。一方で、こういう表現自体が、発信の表現方法によって誤認を与えかねないということを非常に危惧しています。実際、素案に対し、道民の意見として、「サードハンドスモークを考慮し、たばこを吸った後、15分間はエレベーターに乗らないようにすべき。」といった根拠のない意見もございます。こういったことを考えますと、適切な情報発信の難しさが露呈しており、この点に関して私たちは、サードハンドスモークの記載については、削除すべきと考えております。

○大西部会長:

他の委員の方々、ご意見はいかがでしょうか。

○加藤院長(北海道がんセンター):

資料4を見ますと、最新の推進プラン(案)の9ページに、私の方から前の原案の際に申し入れたのですが、まだまだ分からない概念であるので大島さんの意見にも賛成であって、あまり行き過ぎると人権侵害のようなことにもなって、いま確立したものとして取り上げることには反対でありますが、この9ページの表現みたいに、健康影響がまだ明らかでない

ことから情報発信をしていく。逆に影響がないかもしれませんよ、ということも含んでいる訳でありますので、これは正しい発信だと思います。これを切り捨てると、これにこだわっている人もいるので、真正面からネガティブでも駄目だし、かといってポジティブな証拠もないので、私は資料4にある表現は、かなり適切ではないかと思います。

○大西部会長:

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。

私としても、頂いたご意見の中には注目していて、そうした取組を進めてほしいという考えもある中で、まだはっきりとした証拠がないという中立的な立場で情報を発信すること自体は、問題はないのではないかと思います。

○笹本特別委員(北海道医師会):

以前、サードハンドスモークについて、踏み込んでお話をさせていただきましたが、ただ 今の加藤先生のお話の通り、私も現状の事務局の案に賛成でございます。

○大西部会長:

ありがとうございます。

この点については、条例の素案の検討の中でも、サードハンドスモークについては、議論の中で出てきておりまして、直接条例で触れるのではなく、プランの取組の中で触れていくという議論の流れになっていたと思います。また、今回、中立的な立場で情報発信していくことについて、ご賛同いただける方が多いようですので、削除をしてしまうということではなくて、誤解を与えないような表現で、配慮をして、情報発信していくという形で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

はい、ありがとうございます。

事務局から次の項目の説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

最後になりますが、No.16 からNo.19 までの「数値目標」と、No.20 の「その他」を続けてご 説明します。

はじめに、No.16 についてですが、推進協議会において、「「学習機会の確保」は、道の施策として実施するものであるが、数値目標は実施した市町村数になっている。道としての目標はどこにあるのか。| といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、道の受動喫煙防止対策として、小学校等を対象 とした未成年者喫煙防止講座の実施や市町村が実施する健康イベント等への協力など、市 町村と連携を図りながらこの数値目標の達成に向けて取り組んでいくこととしているため、数値目標の修正は行わない考えです。

次に、No.17 からNo.19 までについては、道民意見として、数値目標に「路上喫煙を禁止する条例を制定している市町村数を加えるべき。」、「敷地内完全禁煙の施設割合を加えるべき。」、「100%となる目標数値には反対する。」といった意見があり、事務局の考えは、資料記載のとおりとなっていますので、個別の説明は割愛させていただきます。

最後に、No.20 についてですが、道民意見として、「コロナ禍を踏まえた受動喫煙対策が 盛り込まれておらず危機意識が欠如している。」といった意見がありました。

この意見に対する事務局の考えとしては、「学習機会の確保」の主な施策として、コロナ 禍においても、受動喫煙防止対策に関する学習の機会を確保するため、本年度、健康教育資 材 (DVD) を作成し、道及び市町村等が実施する健康教育等において活用することを記載し ているため、本文修正は行わない考えです。

No.16 からNo.20 までの説明については、以上でございます。

○大西部会長:

事務局から「No.16~20:数値目標とその他」について説明がありましたが、何かご質問や ご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

次に、パブリックコメントの意見等に基づく修正ではなく、事務的に修正する事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

○事務局(夕下主幹):

事務的な修正事項が幾つかありますのでご説明します。

資料2をご覧ください。

まずはじめに、この推進プランの名称ですが、素案の段階では「仮称」としていましたが、 このタイミングで「北海道受動喫煙防止対策推進プラン」を正式名称にしたいと考えていま す。

次に、普及啓発についてですが、北海道受動喫煙防止ポータルサイトについては、トップページ上でカテゴリー別に整理して情報を掲載しているところですが、対象者のところを実情に即して、「道民」、「保護者」、「外国人」を追加しています。

そのほか、1ページ目下段の「学習機会の確保」と、2ページ目上段の「体制の整備」の項目で一部文言修正を行っています。

事務的な修正事項に関する説明については、以上になりますが、今後の本文修正に関して 1点ご連絡がございます。 推進プランの計画期間については、「たばこ対策推進計画」の計画期間に合わせ、令和4年度までとしていますが、国が推進する「第二次健康日本21」の期間が1年延長され、令和5年度までとなる見通しであり、それに伴い、北海道健康増進計画「すこやか北海道21」や「たばこ対策推進計画」についても、1年延長となります。

国においては、現在、関連する基本方針を改正し、8月中の告示を予定していると承知しており、これに伴いまして、次回専門部会において、推進プランの計画期間を1年延長し、令和5年度までとすることについて、ご報告する予定です。

説明は以上でございます。

○大西部会長:

事務局から、事務的な修正事項と計画期間の変更の可能性について説明がありましたが、何かご質問やご意見などございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

個別の項目に関する協議は終了しましたが、全体を通して、ご意見等はございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

よろしいでしょうか。

3 その他

○大西部会長:

では、最後になりますが「3 その他」として、出席者の皆様から本日の議事全体を通して何かご質問やご意見はございますか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

事務局から何かありますか。

○事務局(夕下主幹):

資料5に基づき、策定スケジュールをご説明します。

今後、事務局におきまして、本日の開催結果のほか、道議会での議論、庁内関係部署との 調整結果等を踏まえ、部会長と相談の上、推進プラン(案)の最終案を作成します。

次回 (第6回) の専門部会については、その最終案について、皆様からご意見をいただき たいと考えており、資料等の準備が整いしだい、書面開催として開催する予定としておりま すので、引き続きよろしくお願いいたします。

事務局からの説明は以上でございます。

○大西部会長:

ただいまの説明に関して、ご意見等はございますか。

○各委員等:

(意見なし)

4 閉 会

○大西部会長:

これで予定の議事は全て終了しました。

先ほど事務局から説明がありましたが、本日いただいたご意見や今後の議会議論等を踏まえて事務局が作成した推進プラン(案)の最終案について、私のところで確認させていただいた上で、次回の専門部会において、皆様のご意見をお伺いする流れとさせていただきます。

また、次回の専門部会において、皆様から修正意見等があった場合は、部会長の判断で修 正の有無を含めて判断させていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○各委員等:

(意見なし)

○大西部会長:

はい、ありがとうございます。

スムーズな議事進行にご協力くださりありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局(夕下主幹):

大西部会長、ありがとうございました。

次回 (第6回) 専門部会の書面開催については、資料等の準備が整い次第、ご連絡をさせていただくのでよろしくお願いします。

なお、本日の資料及び議事録につきましては、後日、ホームページで公開しますので、ご 承知おき願います。 これをもちまして、第5回受動喫煙防止対策専門部会を終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。